

# 一般社団法人 船橋交通安全協会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人船橋交通安全協会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県船橋市に置く。

2 この法人は、理事会の議決により従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、交通道徳の普及昂揚、交通の安全確保を社会に普及させることを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 交通事故の防止及び交通道徳の昂揚のための指導並びに啓発
- (2) 自動車運転者等および施設利用者の利便性を図るために必要な事業
- (3) その他この法人の目的を達成させるために必要な事業

## 第3章 社員

### (法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 船橋警察署管内に居所か事業所又は勤務先を有する者で、この法人の目的に賛同し、この法人の構成員となる者
  - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
  - (3) 名誉会員 交通関係者又は協会のため、特に功労がある者で、理事会において推薦した者
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。ただし、社員となるには、理事会の承認を得なければならない。

### (入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会において別に定めるところにより入会の申し込みを行うものとする。

(会費の納入)

第7条 正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において定める会費規程に基づき入会金及び会費（以下会費等という）を納入しなければならない。

2 賛助会員は、会費規程において別に定めるところにより賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、所定の退会届を提出して、任意に退会できる。

2 賛助会員は、会費が未納の場合、資格を失う。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数による議決により、これを除名することができる。この場合において、その会員に対し、その社員総会において議決の前に弁明する機会を与えなければならない。この場合、その社員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知しなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により除名した場合は、会長はその除名対象会員に対して、社員総会の決議結果の通知を行うものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか会員は、次のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(4) 会費を納入しないとき。

(5) 除名されたとき。

2 資格を喪失した会員が正会員の場合、同時に正会員資格も喪失する。

(退会)

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格が喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員のその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返納しない。

(構成)

第12条 社員総会は、全ての正会員をもって構成し、社員総会における議決権は正会員1人につき、1個とする。

(権限)

第13条 社員総会は、一般法人法及びこの定款で定める事項に限り議決することができる。

2 前項の規定にかかわらず、社員総会は第15条第3項の書面に記載した目的である事項以外については、議決することができない。

(開催)

第14条 定時社員総会は毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と判断したとき。

(2) 総正会員の決議権10分の1以上を有する正会員から会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、社員総会の請求があったとき。

(3) 前項の規定による請求をした正会員が、請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合又は請求があった日から6週間以内の日を社員総会とする招集の通知が発せられない場合に、裁判所の許可を得て、社員総会を招集するとき。

(招集)

第15条 社員総会は、前条第2項第3号の規定により正会員が招集する場合を除き、会長が招集する。ただし、第3項ただし書きの場合を除き、全ての正会員の同意がある場合は、その手続きを省略することができる。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集する場合は、次に掲げる事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決行使することとするとときは、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(1) 社員総会の日時及び場所

(2) 社員総会の目的である事項

(3) その他法令で定める事項

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第17条 社員総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、一般法人法又はこの定款で別段の定めがある場合を除き、

出席した正会員の過半数をもって決するところによる。

(書面表決等)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法により決議権を行使し、あるいは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席した正会員とみなす。

(決議の省略)

第20条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 会長が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があつたもの、とみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員のうち指名された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

(社員総会規則)

第23条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、社員総会の決議により、別に定める。

## 第5章 役員

(役員の設置)

第24条 この法人に次の役員を置く。役員の資格要件は正会員であることとする。

(1) 理事 10人以上18人以内

(2) 監事 2人以上3人以内

2 理事のうち1人を会長、3人以内を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、理事のうち3人を同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議により選任する。

2 理事及び監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第18条の決議を行わなければならない。

3 前項の候補者の選出を行うために必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

4 会長及び副会長は理事会が選任及び解任する。

5 監事は、使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。また、会長に事故があったとき、又は、欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順位により、その職務を代行する。

4 会長、副会長及びそれ以外の職務を執行する理事の権限に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

5 会長、副会長は毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

6 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族その他特別な関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事にあっても同様とする。

7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事にあっても同様とする。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行い、法令に定めるところにより、監査報告書を作成する。

(1) 理事の職務執行を監査すること。

(2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること。

(3) 社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨理事会に報告すること。

(5) 前項の報告をするため、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求すること。

(6) 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(7) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。

(8) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為を

し、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為においてこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員の任期)

第28条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 役員は再任されることができる。

3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する日までとする。

(役員の解任)

第29条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任については総正会員の半数以上であって、総正会員の決議権の三分の二以上の多数による決議によらなければならない。

(報酬等)

第30条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には、その職務を執行するために必要な費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、社員総会の決議により、別に定める。

(取引の制限)

第31条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間においてこの法人とその理事が相反する取引

2 前各号の取引をした場合は、その取引後遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第32条 この法人は、役員等の一般法人法第111条第1項の損害賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 業務に関する規則の制定、変更及び廃止

(3) 理事の職務の執行の監督

(4) 会長及び副会長の選任及び解任

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 法人の業務の適正を確保するための体制の整備

(種類及び開催)

第35条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は、毎事業年度4回以上開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会長に対し、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。

(4) 第27条第1項第5号の規定により、監事から会長に対し、理事会の招集の請求がであったとき、又は同項第6号の規定により監事が理事会を招集するとき。

(招集)

第36条 理事会は、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合又は同項第4号後段の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は同項第4号前段の規定による請求があったときは、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、開催の日から1週間前までに、各理事及び監事に対して、日時及び場所並びに目的事項等を記載した書面をもって、通知しなければならない。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

4 前項の規定にかかるわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は会長がこれに当たる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決するところによる。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる。理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第40条 理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合において、一般法人法第91条第2項の規程による報告を除き、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第42条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又は定款に定めるもののほか、理事会の決議により、別に定める。

## 第7章 他の機関

(委員会)

第43条 理事会は、この法人の事業の円滑な推進を図るために必要があると認めるときは、委員会を設置することができる。

- 2 委員会は、理事1人以上、その他の委員で構成し、そのうち1人を委員長とし、委員長が掌理する。
- 3 委員会は、理事会の委任に基づく事項の執行及び理事会に参考意見の提出を行う。
- 4 委員会の委員は、正会員の中から、理事会において選任及び解任する。
- 5 委員会に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、理事会の決議により、別に定める。

(支部、婦人部)

第44条 当協会を運営するため、支部、婦人部を設置する。

- 2 男性会員は支部に属し、女性会員は婦人部に属する。
- 3 各部の部長は、各部選出の理事があつたるが、理事なきときは、この限りでない。
- 4 婦人部長は、婦人部選出の理事により選出する。
- 5 他の役職は、各部で定めることができる。
- 6 各部の役員の任期は、2年とし、欠員が生じ新たに選出する場合の任期は、前任者の残存期間とする。

## 第8章 資産及び会計

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 この法人の事業計画、収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告及び決算報告については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 この法人は、前項の定時社員総会の終結後遅滞なく、法令で定めるところにより、貸借対照表を公告しなければならない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第48条 この法人が資金の借り入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同様の決議を経なければならない。

(会計の原則)

第49条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(非営利性)

第50条 この法人は、剰余金の分配は行わない。

2 この法人は余剰金の分配、残余財産の分配（引渡し）以外の方法（合併による資産の移転を含む。）により特定の個人又は団体に特別の利益を与えない。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議により、変更することができる。

(合併等)

第52条 この法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権3分の2以上の多数による決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部の譲渡をすることができる。

(解散)

第53条 この法人は、法令で定める事由により解散するほか、社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議により、解散することができる。

(残余財産の贈与)

第54条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 事務局

(事務局)

第55条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(帳簿及び書類の備置き)

第56条 この法人の主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

なお、備え置くべき期間について法令等に定めがあるものについては、それに準拠して備え置くものとする。

(1) 定款

(2) 正会員名簿

(3) 計算書類

(4) 事業報告書

(5) 監査報告書

(6) 会計帳簿

(7) 社員総会及び理事会の議事録

(8) その他必要な帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧に関し必要な事項は、法令の定めによるほか、理事会の決議により、別に定める。

## 第11章 公告の方法

(公告方法)

第57条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第12章 梯則

### (細則)

第58条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

#### 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において、読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本法人の最初の代表理事（会長）は鈴木介伸とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において、読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第45条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の一部変更は、平成30年2月9日より施行する。